

令和8年度 中小事業者の脱炭素化に係る自主的取組支援補助金 公募要領（2次公募）

この補助金に申請するには

★府条例に基づく対策計画書を大阪府へ届け出る必要があります。

★脱炭素経営宣言を行っていただく必要があります。

1 補助事業の目的

中小事業者の脱炭素化に係る自主的取組支援補助金（以下「本補助金」という。）は、大阪府気候変動対策の推進に関する条例（平成17年10月28日大阪府条例第100号。以下「条例」という。）第9条第2項の規定に基づき、対策計画書を届け出た中小事業者に対して、当該計画書に基づき実施する省エネルギー設備への更新や再生可能エネルギー設備の導入（以下「設備更新等」という。）の効果的な取組を支援することにより、中小事業者の脱炭素化に係る取組への意欲をより一層高め、自主的な取組を加速化させることを目的とします。

2 対象事業

本補助金の交付の対象となる事業は、対策計画書に位置付けた設備更新等（照明器具、空調機、蓄電池を除く。）の取組であり、かつ設備更新等の前後において、次に掲げる要件のうちいずれかを満たす事業とします（※1 参照）。

（1）事業所全体の年間エネルギー使用量を1%以上削減する事業

（2）事業所全体の二酸化炭素排出量を年間1 t-CO₂以上削減する事業

なお、補助事業の選定方法については「7 補助事業の選定」を御確認ください。

【留意点】

※1 太陽光パネルについては、売電される場合は対象外です。

3 補助対象者

本補助金の補助対象者は、次の全てを満たす中小事業者（※2 参照）です。

（1）大阪府内の工場・事業場に係る対策計画書（※3 参照）の届出を行い、この計画書に基づき設備更新等を行う者

（2）大阪府の脱炭素経営宣言登録制度に基づき脱炭素経営宣言を行った者（※4 参照）

リース（詳細は「8 リースを利用する場合」参照）、オンサイトPPAモデル（詳細は「9 オンサイトPPAモデルで申請する場合」参照）を活用する場合も申請可能です。

ただし、以下のいずれかに該当する方は応募できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、又は同条第6号に規定する暴力団員、若しくは大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
- ・法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- ・公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が

- 完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者
- ・その他従業員に暴力団又は暴力団密接関係者がある者
- ・直近事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- ・地方税及びその付帯徴収金を完納していない者

【留意点】

※2 中小事業者とは、次のいずれかに該当する方とします。

ただし、条例で定める**特定事業者*は対象外となります**（リース事業者及びP P A事業者を除く。）。

- ・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（「みなし大企業」を除く。）
- ・医療法人、社会福祉法人、学校法人で、常時使用する従業員の数が300人以下の方
- ・財団・社団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する業種に記載の従業員規模以下の方
- ・特別の法律に規定する組合及び連合会であって、中小企業基本法第2条に規定する業種に記載の従業員規模以下の方
- ・個人事業主

※特定事業者とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・府内の事業所全体で使用する年間エネルギー量が原油換算で1,500kL以上の事業者
- ・連鎖化事業者のうち、当該連鎖化事業者が府内に設置している事業所及び当該加盟者が府内に設置している当該連鎖化事業に係る事業所全体で使用する年間エネルギー量が原油換算で1,500kL以上の事業者
- ・府内に使用の本拠の位置を有する自動車（軽自動車、特殊自動車及び二輪自動車を除く。）を30台以上（タクシー事業者は75台以上）使用する事業者

※3 中小事業者（特定事業者以外の事業者）による対策計画書の任意届出制度は以下を御参照ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/chikyukankyo/ondankaboushi_jourei/ondanka_todokede.html

[本制度のお問合せ先]

脱炭素・エネルギー政策課 気候変動緩和・適応策推進グループ 電話：06-6210-9553

※4 脱炭素経営宣言登録制度は以下を御参照ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/datsutanso_sengen/index.html

[本制度のお問合せ先]

脱炭素・エネルギー政策課 気候変動緩和・適応策推進グループ 電話：06-6210-9553

4 補助対象経費

本補助金の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、**本補助金の交付決定後に発注を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費（表1参照）**が対象となります。

表1 補助対象経費（※5参照）

経費区分	内容
設備費	補助事業を行うために直接必要な省エネルギー設備及び太陽光パネルの購入（架台等の固定材料費を含む。）並びに購入物の運搬に要する経費

【留意点】

※5 「運搬」は設備を設置場所へ運搬するための費用となります。

また、次の経費は**補助対象外**です。

- ・公租公課（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- ・振込手数料（補助事業者が負担してください。）
- ・工事費（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）、付帯工事費、据付費、機械器具費、測量及び試験費、調整費、業務費、事務費、撤去・処分費
- ・消耗品費、雑材料費（固定材を除く。）
- ・中古品の購入に係る経費

- ・補助金の交付決定日より前に発注、契約又は導入された設備に係る経費
- ・補助事業実績報告書提出期限までに支払が完了していない経費
- ・普通預金・当座預金からの振込以外の方法（手形・小切手・為替・現金・電子マネー等）で支払った経費
- ・親会社、子会社、グループ企業関連等（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引により発生する経費
- ・自社製品又は自社で取り扱う製品若しくは付帯設備単体のみの購入等に係る経費
- ・その他、大阪府が適切ではないと判断する経費

5 補助金額・補助事業実施期間

本補助金の補助金額及び補助事業実施期間は次のとおりとします。

(1) 補助金額

- ・補助対象経費の3分の1に相当する額以内
（補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て）
- ・上限額 200万円（1法人あたりの額（1次公募の交付決定額を含む。））

(2) 補助事業実施期間

補助事業は、本補助金の交付決定日以降※に実施してください。また、実績報告書の提出期限（令和9年2月26日（金））に間に合うように補助事業を完了してください。

※補助事業の実施開始日は、発注日又は契約日となります。

6 応募方法

次の応募書類を**令和8年8月7日（金曜日）午後2時から令和8年10月5日（月曜日）午後6時**までに**大阪府行政オンラインシステム**で提出してください。
大阪府行政オンラインシステムで申請できない方は御相談ください。

また、同一の補助対象者が複数回申請することはできませんので、複数の事業所や設備を申請する場合は、一つの申請書にまとめて御申請ください。（事業計画書は事業所単位で作成してください。）

なお、応募書類に不足がある場合、受理できませんので御注意ください。

〔応募書類（※6参照）〕

- 01-補助金交付申請書（様式第1号）
- 02-事業計画書（様式第1号別紙）（※7参照）
- 03-省エネルギー量、CO₂排出削減量の算定根拠資料（※8参照）
- 04-要件確認申立書（様式第1-2号）
- 05-暴力団等審査情報（様式第1-3号）
- 06-中小事業者であることを証明できる資料（※9参照）
- 07-更新前と更新後の省エネ設備の仕様書・カタログ等（太陽光パネルは導入予定の設備のみで可）
- 08-更新前と更新後の省エネ設備の配置場所等を示す図面（太陽光パネルは設置予定場所を示す図面で可）（※10参照）
- 09-見積書の写し（※11参照）
- 10-納税証明書（国税及び府税に未納がないことが証明できるものであって、発行日から3カ月以内のもの）の写し（※12参照）
- 11-通帳（補助金の振込先（名義、口座番号）を記載した箇所）の写し
- 12-（賃貸物件で工事を行う方）賃貸借契約書の写し及び建物所有者の承諾書（※13参照）
- 13-（法人の方）履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（3か月以内の発行のもの）の写し
- 14-（リースを利用する方）リース料金の設定根拠資料及びリース会社と設備利用者との契約書

- 案（詳細は「8 リースを利用する場合」参照）
- 15-（オンサイトPPAモデルで申請する方）料金の設定根拠及び発電事業者（PPA事業者）と需要家との契約書案（詳細は「9 オンサイトPPAモデルで申請する場合」参照）
- 16-（個人事業主の方）本人確認書類（免許証の両面、健康保険証、住民票等）の写し

〔大阪府行政オンラインシステム〕

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/a85554c8-85f4-44fc-8cad-5aeb0ac86062/start>



〔お問合せ先〕

おおさかスマートエネルギーセンター（脱炭素・エネルギー政策課内）

TEL 06-6210-9254 FAX 06-6210-9259

E-mail: eneseisaku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

（土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後6時まで）

【留意点】

- ※6 公募要領及び応募書類等の様式は、次のホームページからダウンロードしてください。
https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/sec/plan2_subsidy.html
- ※7 シート「事業計画書1～4」の黄色網掛部分は数値が自動計算されます。また、シート「事業計画書5（既存設備写真）」は、以下の点に御留意ください。
- ・設備の種類や個数が複数ある場合は、シートを適宜コピーして御対応ください。
 - ・対象設備の外観及び銘板の写真を全数、御提出ください。
 - ・太陽光パネルは、設置予定場所の写真を掲載してください。
- ※8 メーカーや施工業者などの専門業者に御相談ください。
- ※9 中小企業者：①業種、②資本金、③従業員数、④出資関係（出資者と出資比率、又は株主と持ち株比率）のわかる資料（法人事業概況説明書及び同族会社等の判定に関する明細書など）
- 中小企業者以外の法人や団体：雇用契約を締結している全従業員数（パート・アルバイト等含む。派遣労働者除く。）がわかる資料（名簿のコピー等）、許可証の写し（中小企業団体等）
- 個人事業主：①商号・屋号、②事務所所在地、③代表者氏名、④業種のわかる書類
- ※10 図面には設備の位置や型番を明記してください。また、一枚の図面に更新前と更新後の設備の情報を記入していただいても構いません。
- ※11 同一仕様（同一製品）による2社以上の見積書（申請日時点で有効なもの）を提出してください。なお、一般的な市場価格と乖離している場合は補助対象外とする場合があります。
- ※12 国税の納税証明書については、中小企業者や各法人・団体は「その3の3」を、個人事業主は「その3の2」を提出してください。
- 府税については、「未納のない証明書」（※徴収金の種類は、全税目で請求してください。）を提出してください。（各府税事務所で交付しています。）
- なお、非課税であっても、いかなる申請者も国税及び府税ともに納税証明書の提出が必要です。
- ※13 承諾書の様式は任意です。契約書に記載の賃貸借人の記載があり、賃貸人が賃借人に対して本事業を承諾する旨がわかるようにしてください。

7 選定方法

（1）選定の考え方

受付期間中に、応募書類に不足がなく受理されたもののうち、要件を満たしたものについて、補助金額あたりのCO2排出削減量が多い事業を優先し、予算の範囲内で採択を行います。（先着順ではありません。）

また、応募書類に不足はないものの、大阪府が指示する期日までに、審査に必要な事項が確認できない場合は、選定されないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

(2) 選定結果

選定結果については、書面にて郵送で通知します（10～11月を予定）。個別の選定結果に関するお問合せには応じられませんので、あらかじめ御了承ください。

8 リースを利用する場合

以下の点に留意してください。

- ・設備利用者とリース事業者等は共同申請を行うこととし、リース事業者を代表事業者、設備利用者を共同申請者としてください。（様式第1号）。
- ・リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を提示してください。
- ・同一事業において、設備購入とリースを併用できません。
- ・リース契約の内容が、残価設定付リース契約及び割賦契約と判断される場合は対象外です。
- ・設備を法定耐用年数期間、継続的に使用する契約としてください。なお、法定耐用年数を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は可とします。

9 オンサイトPPAモデルで申請する場合

以下の点に留意してください。

- ・太陽光発電のうち、自家消費を目的としたものを対象とします。
- ・PPA事業者と需要家が直接PPA契約を締結してください。
- ・設備の法定耐用年数が経過するまでに、PPA事業者と需要家との契約において、補助金の全額をサービス料金の低減等により需要家に還元してください。
- ・サービス料金から補助金額に相当する金額が減額されていることを証明できる書類を提示してください。
- ・設備を法定耐用年数期間、継続的に使用する契約を締結してください。
- ・補助対象設備の設置先の需要家に変更がある場合であっても、新たな需要家の間で本補助事業によって設置した補助対象設備から継続して電力を供給するPPA契約を締結する場合は、補助金の返還の対象となりません。ただし、新たな需要家は、特定事業者を除く中小事業者に限ります。

10 その他注意事項等

- (1) 本補助金の交付決定者に関する情報のうち、法人名（個人事業主は商号又は屋号）、施設の名称、所在地を大阪府ホームページにて公表します。
- (2) 審査の結果、補助金交付申請額を減額して交付決定を行う場合があります。
- (3) 個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、個人情報の保護に関する法律及び大阪府個

個人情報保護条例を遵守するとともに、個人情報や機密情報が漏洩・滅失することのないよう適切に取り扱います。また収集した情報は、法律・条例の規定に基づき、利用目的の範囲内のみ利用し、目的外の利用をすることはありません。

- (4) 必要に応じて、追加で書類の提出を求めることがあります。

11 交付決定後の留意点

- (1) 本補助金の交付は、補助事業完了後の精算払いとなります。補助事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行っていただきます。
- (2) 交付決定後は、原則として、補助対象となる設備の機種・型式等の変更はできません。やむを得ず事業内容等を変更する場合は、必ず事前に大阪府に相談してください。また、事業内容を変更（事業の基本部分に関わらない軽微な変更を除く。）しようとする場合は、事前に承認を得る必要があります。
- (3) 補助事業実施期間中における補助事業の中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- (4) 本補助金の申請の取下げは、原則、交付決定を受けた日から10日以内に交付申請取下承認申請書（様式第5号）を提出することにより行うことができます。
- (5) 補助事業の適正な執行状況を確認するため、補助事業者に対して報告を求めるほか、現地にて帳簿書類や補助事業の実施状況等を確認することがあります。
- (6) 補助事業実績報告書は、補助事業が完了した翌日から30日以内又は令和9年2月26日（金）のいずれか早い日までに御提出ください。
- (7) 最終的に補助事業者へ支払われる本補助金の額は、補助事業実績報告書等の内容を審査した上で決定します。審査の結果、交付決定額を減額して実際の補助金交付額を確定することがあります。また、実際の補助金交付額が交付決定額を上回ることはありません。
- (8) 本補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の終了後10年間又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間のいずれか長い方の間保存してください。
- (9) 本補助金により取得した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。
- (10) 交付決定後の手続きについては、交付決定者に対して別途メール等でお知らせします。
- (11) 補助事業終了後、大阪府が開催する講演会、セミナー等で取組事例の発表等をお願いする場合や、大阪府の脱炭素に係る事業についてお知らせする場合がありますので、御協力ください。
- (12) 本補助金は「チャレンジ応援資金（設備投資応援融資）－DX・カーボンニュートラル型－」の対象となります。この制度は、府内において事業を営んでいる中小企業者で、経営基盤の強化等に必要な設備を導入し、かつ金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方を対象に、設備資金（設備に付随する運転資金を含みます。）を融資する制度です。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110080/kinyushien/seido001/menu.html#setsubi>